

博士後期課程学生に対する経済支援実施要項

(平成 17 年 4 月 14 日専攻長会議決定)

第 1 趣 旨

この実施要項は、北海道大学大学院情報科学研究科の博士後期課程学生（以下「学生」という。）に対して、本研究科の重点配分経費によりリサーチ・アシスタント（以下「RA」という。）として採用することにより経済的支援を行い、学生の教育・研究環境の充実を図ることを目的とする。

第 2 対象者

この実施要項の対象者は、1 年次、2 年次及び 3 年次の標準修業年限内の学生とする。ただし、RA を希望しない学生及び次に掲げる者は除くものとする。

- 1) 社会人（有職者）のうち、会社等から給与又は経済的支援を受けている学生
- 2) 運営費交付金により RA に採用されている学生
- 3) 競争的資金により RA に採用されている学生
- 4) その他のフェローシップ等で第 2 号及び第 3 号と同等の助成を受けていると認められる学生
- 5) 国費外国人留学生及び奨学金を受給中の外国政府等派遣留学生
- 6) 休学者、留学者及び他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることが認められた学生
- 7) 授業料を 1 期分（前期又は後期）滞納している学生

第 3 申請条件

第 2 の対象者は、授業料免除申請を行っていることを必須とする。ただし、特別な事由により当該申請を行っていない場合には、詳細な理由書（様式任意）を提出するものとする。

第 4 申請方法

RA を希望する学生の指導教員は、第 2 の対象者及び第 3 の申請条件を確認の上、当該年度の募集通知（半期毎の年 2 回）による期日までに、必要書類を教育企画室長（必要書類の提出先は情報科学研究科事務課とする。）に申請するものとする。

第 5 採用の期間等

- 1) RA 採用の期間は、1 年以内とする。
- 2) 勤務する時間は、年間 400 時間（前期 200 時間、後期 200 時間）を上限とする。ただし、私費外国人留学生にあつては資格外活動許可書に記載された時間数の範囲内とする。また、日本学術振興会特別研究員に採用されている学生は、年間 100 時間（前期 50 時間、後期 50 時間）かつ週当たりの総時間数 5 時間を上限とする。

第 6 審査・決定機関

審査は、指導教員の申請に基づき教育企画室で行い、運営会議が各年度の予算を考慮して決定する。決定された場合、教育企画室長はその旨を指導教員に通知する。

第 7 RA の職務内容及び待遇等

RA の職務内容及び待遇等は、国立大学法人北海道大学リサーチ・アシスタント実施要項（平成 8 年 7 月 24 日 総長裁定）の定めによるものとする。

第8 採用手続き

採用の手続き等は、当該学生が指導教員を通じて、必要書類を情報科学研究科事務課に提出するものとする。

第9 対象外となった学生に対する措置

この実施要項により RA に採用された学生のうち、その採用期間中に第2第1項のただし書の規定により対象外となった学生は、当該事由の期間その採用を取り消すものとする。対象外の事由が生じた場合、当該学生の指導教員は、速やかに教育企画室長にその旨報告しなければならない。

第10 その他

RA の給与は、本人の所得として加算対象となるので、次の申請等に当たっては留意すること。

- 1) 授業料免除申請
- 2) 日本学生支援機構（旧日本育英会）奨学金申請
- 3) 親族の健康保険等の被扶養者として認定を受ける場合
- 4) 国民年金学生納付特例制度

附 記

この要項は、平成 17 年 4 月 14 日から実施する。

附 記

この要項は、平成 19 年 5 月 21 日から実施し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 記

この要項は、平成 23 年 4 月 7 日から実施し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 記

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 記

この要項は、平成 24 年 5 月 10 日から実施し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 記

この要項は、平成 27 年 5 月 7 日から実施する。

附 記

この要項は、平成 28 年 5 月 12 日から実施する。

附 記

この要項は、平成 28 年 10 月 6 日から実施する。